

令和5年度 部活動規定

京都市立梅津中学校

1. 部員

- ① 文化・体育部は文化的活動、身体的活動を通して、心身の健全な発達を目的とした梅津中学校の生徒によって作られる。
- ② 入部は自由意志により、一人一部とする。3年間続けることを原則とし、入退部は担任・顧問の許可を必要とする。
- ③ 顧問は部員の生活・行動などについて必要と認めるならば、退部させることがある。

2. 部長・キャプテン

- ① 部長・キャプテンは部員の互選によって選出され顧問が承認、または顧問が任命する。
- ② 部長・キャプテンは顧問の指示に従って、部の諸活動をリードし、部のリーダーとなる。

3. 活動

- ① 活動は、顧問の認めた計画に基づいて行う。
- ② 活動は毎日清掃終了後から開始し、時間の規定に従って下校する。
活動時間 通年 16：45終了 17：00完全下校
- ③ 早朝練習を行う場合は、7：30～8：15とする。
- ④ 土日・祝日の活動時間は平日の時間を原則とし、対外試合・公式戦などについては、顧問の指示に従う。
- ⑤ 土日・祝日・休業日および早朝の練習は顧問の直接指導を必要とする。
- ⑥ 試験期間中（最終日は除く）及び1週間前からは原則として練習を休止する。
- ⑦ 練習場所の時間・使用割当ては顧問会議の決定による。
- ⑧ 活動を休む場合は、顧問及び部長に必ず届け出る。
- ⑨ 活動場所の点検を行い、安全に練習できるよう努めること。

4. 試合

- ① 顧問の引率・指導のない場合は参加できない。
- ② 他校生徒とは品位と友情をもって接し、試合結果等で争いを起こさない。

5. その他

- ① 先輩（卒業生）の指導は顧問の許可した者から受ける。
- ② 部員のそれぞれの活動状況は隨時、顧問から担任に報告される。
- ③ 活動終了後は顧問の認める練習着で下校してもよい。
- ④ 土日・祝日、休業日などの登校は、顧問の認める練習着で登校してもよい。平日の早朝練習時は標準服を着用すること。
- ⑤ 更衣は指定された場所でおこない、荷物は各自で責任を持つ。
- ⑥ 部活動で学校にきた場合は、授業を受けるときと同じように、学校のルールを守ること。
(他校や学校外での練習時も同様)
- ⑦ 学校へは自転車で登校することはできない。(他校や学校外での練習時も同様)
- ⑧ 校舎内にスパイクで入ることは禁止とする。
- ⑨ 部活動で使用する場所は整理整頓して使用する。